

令和7年8月1日から

65歳以上の方の

補聴器購入費等

対象となる方

を助成します！

申請日時点において、以下の要件のすべてに該当する方

- ① 千歳市内に居住し、かつ、住民票の登録がある満65歳以上の方
 - ② 両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満で、
聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象とならない方
 - ③ 聴力低下のために日常生活に支障があること及び補聴器の装用が
必要であることについて、耳鼻咽喉科の医師の証明を受けている方
- ※上記2に該当しない方で、両耳の聴力レベルが40dB以上、かつ、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象とならない方は、下記のお問い合わせ先までご相談ください。

助成金額

- 補聴器購入額の2分の1(上限5万円)を助成
※医師意見書作成料を含む



注意事項

- 助成金の交付は対象者1人につき1回限りです。
- インターネットをはじめとした通信販売で購入した補聴器は助成対象外です。
- 交付決定通知以前に購入したものは対象になりません。

お問い合わせ

千歳市役所高齢者支援課地域支援係
TEL ☎ 0123-24-0896
窓口 第2庁舎1階7番窓口



手続きの流れや
提出書類については
裏面をご覧ください。



手続きの流れ

取得

- (1)申請書と(2)医師意見書を入手してください。
- 配布場所:市役所窓口(第2庁舎1階7番窓口),千歳市HP

受診

- 耳鼻咽喉科を受診し、医師意見書に記入を受けてください。
 - ※ 医師意見書作成料を助成対象経費に含める場合は、領収書を受領してください。
 - ※ 補聴器の購入先は、耳鼻咽喉科の医師と相談のうえ、十分検討してください。
 - ※ 医療費控除については、確定申告電話相談センター(0570-00-5901)またはお近くの税務署にお問い合わせください。

- 補聴器販売店にて聴力検査の結果に基づき、補聴器の備える機能に応じた適切な調整を受けてください。
- 補聴器調整後、見積書を入手してください。



申請

- 市役所窓口(第2庁舎1階7番窓口)にて、以下の書類をご提出ください。
 - (1)申請書 (2)医師から記入を受けた医師意見書
 - (3)補聴器の見積書 (4)本人確認書類
 - (5)医師意見書の領収書の写し(医師意見書を助成対象経費に含める場合のみ)

購入

- **助成決定通知受領後**、補聴器販売店にて補聴器を購入し、領収書を受領してください。

請求

助成

- 市役所窓口(第2庁舎1階7番窓口)にて、以下の書類をご提出ください。
 - (1)請求書 (2)補聴器の領収書の写し
 - (3)医師意見書の領収書の写し(医師意見書を助成対象経費に含める場合のみ)
 - (4)振込口座の通帳の写し
 - (5)千歳市高齢者支援課補聴器購入費等助成決定通知書の写し
 - (6)委任状(請求者と口座名義が異なる場合のみ)



- 請求書に記載のあった指定口座に助成金を振り込みます。